

令和4年（ワ）第27243号

原告 世界平和統一家庭連合

被告 日本テレビ放送網株式会社 外1名

準 備 書 面 2

2023年5月12日

東京地方裁判所民事第7部合議B係 御中

被告有田芳生訴訟代理人弁護士	光 前 幸 一
同	郷 路 征 記
同	澤 藤 統 一 郎
同	阿 部 克 臣
同	澤 藤 大 河（主任）

本準備書面は、原告準備書面（2）（以下「原告書面」という。）における上野治男氏の発言に関する主張が、事実を無視した逃げ口上にすぎないことを明らかにし、原告が反社会的集団として広く社会に認識されてきたものであり、このことを警察庁も認めていた事実を明らかにするものである。

第1 原告書面の第2・3（1）イに対して

1 原告の主張

1987（昭和62）年5月21日に開催された第108回国会・衆議院物価問題等に関する特別委員会における、警視庁刑事局保安部生活経済課長上野治男氏の発言（丙4。以下「上野発言」という。）について、原告は、「同発

言中に統一教会の言及はなく、ここに言う『開運商法ないし靈感商法』の主体が原告の信者らだけを指しているものではない。実際、『昨年は4件の事件が事件として立件されている』（同13頁末行）とあるが、1986年に原告の信者が何らかの刑事事件で立件された事実はない。同発言のどこを見ても、警察庁において原告が反社会的集団であると認定しているなどとは読み取ることはできない。」（原告準備書面6頁）と弁明している。

しかし、以下に述べるとおり、上野発言中の「靈感商法」が原告によるものを指していることは明らかであり、原告の言い分は歴史的な事実と頼りすぎた強弁にすぎない。なお、原告は「開運商法ないし靈感商法」としているが、上野発言中では「靈感商法」とされており、それを前提に反論を行う。

2 上野発言中の「靈感商法」が原告によるものといえる根拠

（1）既に原告による靈感商法は社会問題化していたこと

ア 上野発言中の「靈感商法」が原告によるものといえる根拠としては、まず、上野発言がなされた1987（昭和62年）5月当時、既に原告による「靈感商法」が大きく社会問題化していたことがある。

上野発言までの靈感商法に関する歴史的な事実経過は、概ね下記のとおりである。

記

1978、79（昭和53、54）年 この頃、靈感商法被害が世間に広く伝えられるようになる（丙9・1頁）

1982（昭和57）年11月1日 国民生活センターが「印鑑、大理石壺、多宝塔に関する調査」を公表する（丙9・21、37頁）。

1983（昭和58年） 「世界のしあわせ」（原告傘下の物販業者）各社が靈感商法の自粛の釈明文を出す。

1984（昭和59）年1月12日 青森地裁弘前支部で原告信者らが恐喝罪で有罪判決を受ける（青森事件、丙6の2、6の3、7の1、7の2）

1984（昭和59）年7月 原告の元広報局長だった副島嘉和が「文藝春

秋」に「これが統一教会の秘部だ」と題する手記を発表し、原告による靈感商法の実態も明らかにする（丙6の2）。なお、副島氏は、同誌の発売直前に何者かにより刀傷被害を受け重傷を負っている。

1986（昭和61）年12月 朝日ジャーナルが原告による靈感商法を批判する報道を始める（丙6の2）。

1987（昭和62）年2月、靈感商法対策弁護士連絡会（被害弁連）が結成される（丙11）。

1987（昭和62）年4月 ハッピーワールド（原告傘下の物販業者）が通商産業省、農林水産省、国民生活センター等宛てに「誤解を与えるような物品販売を同年3月末日をもって一切禁止するよう関連業有に通知した。」と報告する（丙9・57頁、丙10・2頁）。

1987（昭和62）年5月 全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）が結成される（丙11）。

イ 「全国弁連」は1987年5月に、全国の約300名の弁護士が賛同して設立された連絡会である。これに先立って同年2月に東京の弁護士で設立された「被害弁連」は、全国弁連傘下の東京の弁護士の連絡会である（丙11）。

全国弁連の設立趣旨は、「統一協会（統一教会）による靈感商法被害の根絶と被害者救済」であり（丙11）、他団体による靈感商法被害の根絶・救済ではない。被害弁連も同様である。

全国弁連・被害弁連は、設立後、原告による被害を集計して公表している。

1987（昭和62）年の被害集計には、全国弁連・被害弁連受付分だけ集計されており消費生活センター分が集計されていないが、それでも相談件数2647件、被害金額163億9826万6604円という巨大な数字になっている（丙8・193頁）。

ウ 日本弁護士連合会（日弁連）は、靈感商法被害の深刻化を踏まえて大規模な調査を行い、1987（昭和62）年7月、「靈感商法被害実態とその対策について」を公表した（丙9）。

同報告では、「組織的・集団的生産・販売活動の背後に特定宗教団体の組織・人脈が濃厚に関与していることがうかがえる。」（丙 9・46 頁）、「販売員はいずれも特定宗教団体の教えに基づく活動と認識して販売活動を実践している。」（丙 9・48 頁）とされているが、この時点では「特定宗教団体」が原告であることは明示されていない。

さらに、日弁連は、1988（昭和 63）年 3 月、更なる調査報告として「靈感商法被害実態とその対策について（その二）」を公表した（丙 10）。

同報告では、「靈感商法にかかわる販売業者群の背後に統一協会の存在が推認される。」（43 頁）、「靈感商法の草創期以来統一協会が深く関わっており、近時の販売業者及び手口の変遷にも同協会が関与している疑いが強い。」（45 頁）と結論付けられており、靈感商法が原告によるものであることが明示され、「靈感商法の草創期以来統一協会が深く関わって」と断じている。

この調査報告は、翌日の朝日新聞 1 面（丙 12 の 1～12 の 3）などでも大きく報道された。

オ 以上のような社会的状況の下で、上野発言の前後の国会でも、靈感商法が原告によるものであることを前提とした質疑が繰り返し行われている

すなわち、例えば、1986（昭和 61）年 12 月 16 日に開催された第 107 回国会衆議院商工委員会では、藤原ひろ子委員が、「これは一九八五年四月五日の朝日ジャーナルですが、『追及第七弾『原理運動』』と書いてあるのです。『統一教会の食口（シツク）であることを隠し地区教会長らの指令で詐欺まがいの『経済活動』に身を投じた狂奔の日々』『私たちは教会員だった』、その手口でやっていたという人の告白というのがここに出ているんですね。」などと質問している（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/110704461X00719861216/102>）。

また、1987（昭和 62）年 4 月 14 日に開催された第 108 回国会衆議院本会議に提出された寺前徹委員の質問主意書では、靈感商法は、「文鮮明を教祖とする韓国製反共謀略団体『世界基督教統一神霊協会』（略称統一協会）の謀略資金集めとしてやられているものであり、国会でもしばしば追及されて

きた。」と断言されている。

さらに、同年6月4日に開催された第108回国会参議院決算委員会では、佐藤昭夫委員が「この靈感商法の組織的な背景に世界基督教統一神霊協会、いわゆる統一教会ないしは国際勝共連合があるという問題であります。」「今重大化をしております靈感商法の組織的な背景に統一教会、国際勝共連合があるという問題は明白であります。」と明言している (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/110814103X00119870604/218>)。

加えて、1988（昭和63）年4月15日に開催された第112回国会衆議院商工委員会では、工藤晃委員が「六十一年度は例の統一教会なんかの靈感商法の年だった。」と昭和61年度を締め括っている (<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/111204461X00819880415/60>)。

エ これらの歴史的な事実には照らせば、上野発言がなされた1987（昭和62）年5月当時、既に原告による「靈感商法」が大きく社会問題化していたことは明らかであり、これは公知の事実であった。

（2）法務委員会での上野氏の発言内容からも明らかであること

上野氏は、本件発言の6日前の1987（昭和62）年5月15日に開催された第108回国会・衆議院法務委員会においても、本件発言と同趣旨の発言をしている（丙13）。

この中で、上野氏は、「今先生御指摘の青森県警で扱った事件というのは、三人のセールスマンがやってきて、寄ってたかって、これは恐喝で挙げましたのは、ある未亡人の方が被害者であったわけですが、セールスマンの一人が、その方の御主人の霊が移ったと称して殴りかかってきたということをとらえて事件に立てております。」と述べているところ（丙13・11頁）、これは青森事件（丙6の2、6の3、7の1、7の2）であり、原告信者らによる靈感商法に関するものであることが明らかである。

（3）特別委員会での発言内容からも明らかであること

ア 上野発言中の「靈感商法」が原告によるものといえることは、以下に述べるとおり、同年5月21日の特別委員会での上野氏自身の発言内容に加え、他の

出席者の発言内容からも明らかである。

イ 村山喜一委員は、「全国のそういうような被害者の救済のために弁護士連合会ができて、そこで調べたケースもございます」と発言しているが（丙 4・1 枚目）、「弁護士の連合会」とは前述した全国弁連、被害弁連のことであり、両団体の設立趣旨は、「統一協会（統一教会）による靈感商法被害の根絶と被害者救済」である（丙 1 1）。

ウ 特別委員会の発言では、靈感商法の相談件数・金額等につき、国民生活センターないし消費生活センターでは「六十年度が千百七十一件、六十一年度、昨年度でありますけれども、ちょっと今私の手元にありますのが三月十日までの数字の集計でございますが、千七百九十三件、まあ千八百件程度になって、ございます。」（横溝政府委員、丙 4・1 枚目）、全国弁連・被害弁連では「このしの二月十三日に電話相談を始めましてから二カ月で、電話と手紙の相談件数が千四百件、そして被害額が六十一億円、二月十九日と三月二十日に事情をお聞きをしたいということでわざわざお見えになった人たちが六百人、合計十九億円の被害の相談がなされておる」（村山喜一委員、丙 4・2 枚目）とされているが、このような多数の相談件数・金額が出ているのは、原告によるもの以外にない。

エ 通商産業省の北畠説明員は、「例えばドアを開けたときに印鑑なりつぼなり多宝塔なり売りますよということを相手の方につげていないというようなあたりはちょっと度が過ぎているのではないかな。」と発言しているが（丙 4・5 枚目）、「印鑑」「つぼ」「多宝塔」はいずれも原告の靈感商法の商材であり（丙 9, 1 0）、他の業者・団体のものではない。

また、北畠説明員は、「該当企業の方の一社でございますが、四月六日でございますけれども、誤解を生ずるような物品販売は三月末をもって一切禁止するということに関連業者への徹底通知をしたということ、あるいは以前のトラブルについては誠心誠意を持って処理する所存であるというような報告を私どもの方にはしてきておるようなわけでございます」と発言しているが（丙 4・5 枚目）、前記のとおり、原告傘下の物販業者であるハッピーワールドが通商

産業省宛てに同趣旨の報告をしており、「該当企業の方の一社」とは同社のことである。

さらに、厚生省の太田説明員は、「対象品目の中には高麗ニンジン濃縮液というのがございますが」と発言しているが（丙４・６枚目）、「高麗ニンジン濃縮液」も原告の商材である（丙９，１０）。

オ 上野氏は、「詐欺罪、恐喝罪、脅迫罪、薬事法の違反、訪問販売法違反、迷惑防止条例違反あるいは外国為替管理法の違反というような七つの法律を適用して検挙しておるところでございます」と発言しているが（丙４・３枚目）、霊感商法に対して複数の法律が適用されて検挙の対象となっているのは原告しかない。

すなわち、警察による検挙が全て公表・報道されるわけではないが、少なくとも原告に対しては、上野発言の当時、

「恐喝罪、脅迫罪」（１９８４年。丙８・２１４頁、丙７の２）

「薬事法の違反」（１９７７年、１９７８年、１９８２年。丙８・２１３頁）、

「迷惑防止条例違反」（１９８６年。丙８・２１４頁）

「外国為替管理法の違反」（１９８２年。裁判では「相当の嫌疑が存することは否定できない」としながらも、「十分な証拠を欠く」として無罪。丙６の１、丙９・２０頁）

での検挙が行われていた。

また、「訪問販売法違反」については、上野発言当時の検挙状況は不明であるが、少なくとも２００７年以降、特定商取引法違反で多数の検挙が行われている（丙８・２１５頁～、丙５）。

（４）１９８６（昭和６１）年に原告の信者が立件されていること

原告は、「１９８６年に原告の信者が何らかの刑事事件で立件された事実はない。」と主張している。

しかし、まず前提として立件された刑事事件が全て公表・報道されるわけではない。

それを措くとしても、少なくとも１９８６（昭和６１）年１２月１日付けで

原告の信者が東京都迷惑防止条例違反により罰金刑を受けているのであるから（丙 8 ・ 2 1 4 頁）、原告の上記主張は事実と反する。同条例違反事件において、原告の信者は「自称鑑定士として印かん等を売っていた」というのであるから、まさに靈感商法を行っていた中で立件されたものであることは明らかである。

第 2 結語

以上のとおり、上野発言中の「靈感商法」が原告によるものを指しており、原告の主張は歴史的な事実を無視した逃げ口上にすぎず、原告が反社会的集団として広く社会に認識されてきたもので、しかも警察庁がこのことを認めていたことが明らかである。

以上